

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月4日
【会社名】	東京電力送配電事業分割準備株式会社 (平成28年4月1日をもって当社商号は「東京電力送配電事業分割準備株式会社」から「東京電力パワーグリッド株式会社」へ変更する予定である。)
【英訳名】	Tokyo Electric Power Transmission & Distribution Business Split Preparation Company, Incorporated (平成28年4月1日をもって英訳名は「Tokyo Electric Power Transmission & Distribution Business Split Preparation Company, Incorporated」から「TEPCO Power Grid, Incorporated」へ変更する予定である。)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武部 俊郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	080-6566-4913
【事務連絡者氏名】	川上 健一郎(東京電力株式会社パワーグリッド・カンパニー業務統括室経理グループマネージャー)
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	080-6566-4913
【事務連絡者氏名】	川上 健一郎(東京電力株式会社パワーグリッド・カンパニー業務統括室経理グループマネージャー)
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債

【届出の対象とした募集金額】

東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第436回社債(一般担保付) 41,800百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第440回社債(一般担保付) 48,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第441回社債(一般担保付) 42,600百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第443回社債(一般担保付) 48,200百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第446回社債(一般担保付) 42,600百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第448回社債(一般担保付) 57,300百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第455回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第457回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第459回社債(一般担保付) 44,500百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第466回社債(一般担保付) 42,500百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第520回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第521回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第522回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第523回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第524回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第525回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第526回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第528回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第529回社債(一般担保付) 47,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第530回社債(一般担保付) 48,600百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第531回社債(一般担保付) 98,900百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第532回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第534回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第535回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第536回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第537回社債(一般担保付) 50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第539回社債(一般担保付) 50,000百万円

東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第540回社債(一般担保付)	50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第542回社債(一般担保付)	50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第544回社債(一般担保付)	50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第545回社債(一般担保付)	50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第547回社債(一般担保付)	50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第548回社債(一般担保付)	60,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第549回社債(一般担保付)	50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第551回社債(一般担保付)	50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第553回社債(一般担保付)	50,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第554回社債(一般担保付)	30,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第556回社債(一般担保付)	30,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第558回社債(一般担保付)	30,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第559回社債(一般担保付)	30,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第560回社債(一般担保付)	35,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第562回社債(一般担保付)	40,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第563回社債(一般担保付)	30,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第564回社債(一般担保付)	25,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第565回社債(一般担保付)	30,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第566回社債(一般担保付)	30,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第567回社債(一般担保付)	20,000百万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第568回社債(一般担保付)	30,000百万円
計	2,182,000百万円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	後記（注）「1．各銘柄の詳細」ア項に記載のとおり。
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	後記（注）「1．各銘柄の詳細」イ項に記載のとおり。
各社債の金額（円）	100万円の1種
発行価額の総額（円）	後記（注）「1．各銘柄の詳細」ウ項に記載のとおり。
発行価格（円）	額面100円につき金100円。ただし払込みは金銭の支払に代えて、当社に対する剰余金の配当請求権をもってこれに充てる。なお、剰余金の配当請求権は、平成28年3月開催の株主総会の決議によって発生する。
利率（％）	後記（注）「1．各銘柄の詳細」エ項に記載のとおり。
利払日	後記（注）「1．各銘柄の詳細」オ項に記載のとおり。
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債（以下、後記（注）「1．各銘柄の詳細」に記載される銘柄を個別にまたは総称して「本社債」）の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、後記（注）「1．各銘柄の詳細」カ項に記載の第1回の利払日を支払期日としてその日までの分を支払う。その後後記（注）「1．各銘柄の詳細」オ項に記載の利払日におのおのその日までの前6か月分を支払うものとするが、6か月に満たない期間につき利息を計算するときは、その6か月の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所 後記（注）「11．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	後記（注）「1．各銘柄の詳細」キ項に記載のとおり。 （後記「償還の方法」欄の「2．償還の方法及び期限」参照）
償還の方法	<p>1．償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、後記（注）「1．各銘柄の詳細」キ項に記載の償還期限にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては後記（注）「4．期限の利益喪失に関する特約」に定めるところによる。</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却 当社は、後記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所 後記（注）「11．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	当社に対する剰余金の配当請求権の保有者である東京電力株式会社（平成28年4月1日をもって商号を「東京電力ホールディングス株式会社」へ変更する予定である。）（以下「東京電力株式会社」）に対する当該剰余金の配当請求権と本社債の交換を目的とする募集
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期間	平成28年3月28日から平成28年3月31日まで
申込取扱場所	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力送配電事業分割準備株式会社

払込期日	平成28年4月1日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	平成28年4月1日に施行される電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正後の電気事業法第27条の30第2項第1号に基づく一般担保
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし。

（注）1．各銘柄の詳細

当社が新たに発行する表紙記載の社債の各銘柄については、共通事項を上記及び本（注）2．乃至本（注）12．に記載しているが、各銘柄ごとに異なる項目は、以下のとおりである。なお、いずれについても譲渡制限は付されていない。

ア銘柄	イ券面総額又は振替社債の総額（円）	ウ発行価額の総額（円）	工利率（％）	オ利払日	カ第1回の利払日	キ償還期限
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第436回社債（一般担保付）	41,800百万円	41,800百万円	年3.45%	毎年5月29日 及び11月29日	平成28年 5月29日	平成28年 11月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第440回社債（一般担保付）	48,000百万円	48,000百万円	年3.225%	毎年7月28日 及び1月28日	平成28年 7月28日	平成29年 7月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第441回社債（一般担保付）	42,600百万円	42,600百万円	年3.075%	毎年9月22日 及び3月22日	平成28年 9月22日	平成29年 9月22日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第443回社債（一般担保付）	48,200百万円	48,200百万円	年2.775%	毎年6月22日 及び12月22日	平成28年 6月22日	平成29年 12月22日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第446回社債（一般担保付）	42,600百万円	42,600百万円	年2.9%	毎年9月23日 及び3月23日	平成28年 9月23日	平成30年 3月23日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第448回社債（一般担保付）	57,300百万円	57,300百万円	年2.775%	毎年4月17日 及び10月17日	平成28年 4月17日	平成30年 4月17日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第455回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年2.075%	毎年4月23日 及び10月23日	平成28年 4月23日	平成30年 10月23日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第457回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年2.05%	毎年5月16日 及び11月16日	平成28年 5月16日	平成30年 11月16日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第459回社債（一般担保付）	44,500百万円	44,500百万円	年2.7%	毎年7月29日 及び1月29日	平成28年 7月29日	平成31年 1月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第466回社債（一般担保付）	42,500百万円	42,500百万円	年2.8%	毎年9月17日 及び3月17日	平成28年 9月17日	平成31年 9月17日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第520回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年2.08%	毎年5月31日 及び11月30日	平成28年 5月31日	平成28年 5月31日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第521回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.97%	毎年6月27日 及び12月27日	平成28年 6月27日	平成28年 6月27日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第522回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年2.06%	毎年8月末日 及び2月末日	平成28年 8月31日	平成28年 8月31日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第523回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.88%	毎年9月28日 及び3月28日	平成28年 9月28日	平成28年 9月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第524回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.795%	毎年9月14日 及び3月14日	平成28年 9月14日	平成29年 3月14日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第525回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.73%	毎年9月28日 及び3月28日	平成28年 9月28日	平成29年 3月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第526回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.78%	毎年5月31日 及び11月30日	平成28年 5月31日	平成29年 5月31日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第528回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.905%	毎年6月13日 及び12月13日	平成28年 6月13日	平成31年 6月13日

ア銘柄	イ券面総額又は 振替社債の総額 (円)	ウ発行価額の総 額(円)	工利率 (%)	才利払日	力第1回 の利払日	キ償還期 限
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第529回社債（一般担保付）	47,000百万円	47,000百万円	年2.025%	毎年7月25日 及び1月25日	平成28年 7月25日	平成29年 7月25日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第530回社債（一般担保付）	48,600百万円	48,600百万円	年1.945%	毎年8月28日 及び2月28日	平成28年 8月28日	平成29年 8月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第531回社債（一般担保付）	98,900百万円	98,900百万円	年1.845%	毎年9月25日 及び3月25日	平成28年 9月25日	平成29年 9月25日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第532回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.75%	毎年9月28日 及び3月28日	平成28年 9月28日	平成29年 9月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第534回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年2.055%	毎年4月29日 及び10月29日	平成28年 4月29日	平成31年 10月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第535回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.772%	毎年5月30日 及び11月30日	平成28年 5月30日	平成29年 11月30日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第536回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.672%	毎年7月29日 及び1月29日	平成28年 7月29日	平成30年 1月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第537回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.814%	毎年8月28日 及び2月28日	平成28年 8月28日	平成32年 2月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第539回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.591%	毎年9月28日 及び3月28日	平成28年 9月28日	平成30年 3月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第540回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.64%	毎年4月25日 及び10月25日	平成28年 4月25日	平成30年 4月25日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第542回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.602%	毎年4月25日 及び10月25日	平成28年 4月25日	平成30年 4月25日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第544回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.976%	毎年6月25日 及び12月25日	平成28年 6月25日	平成30年 6月25日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第545回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.849%	毎年7月25日 及び1月25日	平成28年 7月25日	平成30年 7月25日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第547回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.948%	毎年7月24日 及び1月24日	平成28年 7月24日	平成32年 7月24日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第548回社債（一般担保付）	60,000百万円	60,000百万円	年2.347%	毎年9月29日 及び3月29日	平成28年 9月29日	平成40年 9月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第549回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年1.699%	毎年4月17日 及び10月17日	平成28年 4月17日	平成30年 10月17日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第551回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年2.401%	毎年5月28日 及び11月28日	平成28年 5月28日	平成40年 11月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第553回社債（一般担保付）	50,000百万円	50,000百万円	年2.205%	毎年8月27日 及び2月27日	平成28年 8月27日	平成41年 2月27日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第554回社債（一般担保付）	30,000百万円	30,000百万円	年1.608%	毎年5月29日 及び11月29日	平成28年 5月29日	平成31年 5月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第556回社債（一般担保付）	30,000百万円	30,000百万円	年1.63%	毎年7月16日 及び1月16日	平成28年 7月16日	平成33年 7月16日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第558回社債（一般担保付）	30,000百万円	30,000百万円	年1.425%	毎年9月30日 及び3月30日	平成28年 9月30日	平成31年 9月30日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第559回社債（一般担保付）	30,000百万円	30,000百万円	年1.377%	毎年4月29日 及び10月29日	平成28年 4月29日	平成31年 10月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第560回社債（一般担保付）	35,000百万円	35,000百万円	年2.114%	毎年6月10日 及び12月10日	平成28年 6月10日	平成41年 12月10日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第562回社債（一般担保付）	40,000百万円	40,000百万円	年1.48%	毎年4月28日 及び10月28日	平成28年 4月28日	平成32年 4月28日

ア銘柄	イ券面総額又は振替社債の総額（円）	ウ発行価額の総額（円）	工利率（％）	オ利払日	カ第1回の利払日	キ償還期限
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第563回社債（一般担保付）	30,000百万円	30,000百万円	年1.39%	毎年5月28日 及び11月28日	平成28年 5月28日	平成32年 5月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第564回社債（一般担保付）	25,000百万円	25,000百万円	年2.366%	毎年5月28日 及び11月28日	平成28年 5月28日	平成52年 5月28日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第565回社債（一般担保付）	30,000百万円	30,000百万円	年1.313%	毎年6月24日 及び12月24日	平成28年 6月24日	平成32年 6月24日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第566回社債（一般担保付）	30,000百万円	30,000百万円	年1.222%	毎年7月29日 及び1月29日	平成28年 7月29日	平成32年 7月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第567回社債（一般担保付）	20,000百万円	20,000百万円	年1.958%	毎年7月29日 及び1月29日	平成28年 7月29日	平成42年 7月29日
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第568回社債（一般担保付）	30,000百万円	30,000百万円	年1.155%	毎年9月8日 及び3月8日	平成28年 9月8日	平成32年 9月8日

2. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

3. 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が前記「償還の方法」欄第2項第(1)号または前記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本（注）5乃至本（注）7及び本（注）9の規定に違背し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始の決定もしくは会社更生手続の開始決定を受け、または解散（合併の場合を除く。）をしたとき。
- (6) 当社が電気事業法により経済産業大臣より一般送配電事業の許可の取消を受けたとき、またはその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立を受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

5. 社債管理者への通知

当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

6. 社債管理者の調査権限

社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができることとし、当社はこれを拒まない。

7. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、半期報告書及びその他の添付書類を関東財務局長に提出した場合は、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。
また、当社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。
ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

8. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。

9. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告(事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。)及び社債管理者の定款所定の公告または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

10. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前に、社債権者集会を招集する旨および社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告または社債管理者が認めるその他の方法により通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定に基づく書面の交付を受け、当該書面を社債管理者に提示したうえで、当社または社債管理者に社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び前記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定(その後の変更、修正を含む。)に基づき支払われる。

12. 発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

該当事項なし。

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	後記（注）記載のとおり。

（注） 各銘柄の社債管理手数料については、社債管理者に期中において以下の金額を支払うこととしている。

銘柄	金額
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第436回社債（一般担保付）	年間44万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第440回社債（一般担保付）	年間68万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第441回社債（一般担保付）	年間62万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第443回社債（一般担保付）	年間68万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第446回社債（一般担保付）	年間62万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第448回社債（一般担保付）	年間77万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第455回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第457回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第459回社債（一般担保付）	年間64万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第466回社債（一般担保付）	年間62万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第520回社債（一般担保付）	年間14万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第521回社債（一般担保付）	年間18万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第522回社債（一般担保付）	年間26万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第523回社債（一般担保付）	年間30万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第524回社債（一般担保付）	年間65万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第525回社債（一般担保付）	年間65万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第526回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第528回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第529回社債（一般担保付）	年間67万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第530回社債（一般担保付）	年間68万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第531回社債（一般担保付）	年間118万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第532回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第534回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第535回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第536回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第537回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第539回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第540回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第542回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第544回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第545回社債（一般担保付）	年間70万円

銘柄	金額
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第547回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第548回社債（一般担保付）	年間80万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第549回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第551回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第553回社債（一般担保付）	年間70万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第554回社債（一般担保付）	年間50万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第556回社債（一般担保付）	年間50万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第558回社債（一般担保付）	年間50万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第559回社債（一般担保付）	年間50万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第560回社債（一般担保付）	年間55万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第562回社債（一般担保付）	年間60万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第563回社債（一般担保付）	年間50万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第564回社債（一般担保付）	年間45万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第565回社債（一般担保付）	年間50万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第566回社債（一般担保付）	年間50万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第567回社債（一般担保付）	年間40万円
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第568回社債（一般担保付）	年間50万円

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

金銭の支払に代えて、当社に対する剰余金の配当請求権をもって払込金に充てるため、手取金はなし。なお、発行諸費用の概算額は、5億円である。

（2）【手取金の使途】

金銭の支払に代えて、当社に対する剰余金の配当請求権をもって払込金に充てるため、手取金はなし。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京電力株式会社（平成28年4月1日をもって商号を「東京電力ホールディングス株式会社」へ変更する予定である。以下、本欄において「東京電力ホールディングス株式会社」）は、平成26年1月に主務大臣の認定を受けた新・総合特別事業計画（以下「新・総合特別事業計画」）にて公表したとおり、ホールディングカンパニー制移行に向けた検討を行っており、平成27年5月1日の取締役会決議により、電力システム改革によるライセンス制の導入にあわせて平成28年4月1日に、東京電力ホールディングス株式会社が営む燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を、それぞれ会社分割の方法によって「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」（平成28年4月1日をもって商号を「東京電力フュエル&パワー株式会社」へ変更する予定である。）、当社及び「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」（平成28年4月1日をもって商号を「東京電力エナジーパートナー株式会社」へ変更する予定である。）に承継させることとし、平成27年5月1日、各承継会社との間で吸収分割契約を締結し（以下、個別にまたは総称して「本件吸収分割」）、平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会において関連議案が承認可決されている。

新・総合特別事業計画にて、ホールディングカンパニー制移行にあたっては、本件吸収分割前に発行された一般担保付社債について、債権者の権利に実質的な影響を与えない方策を講じることとしている。このため、東京電力ホールディングス株式会社は、国内で募集により発行した一般担保付社債（以下「既存国内公募社債」）について、以下のとおり、本件吸収分割後に別途実施する、当社が発行し東京電力ホールディングス株式会社が引き受ける一般担保付社債の信託設定等により既存社債権者の権利の保護を図る予定である。

(1) 本件吸収分割の効力発生日（平成28年4月1日）における既存国内公募社債に係る債務の取扱い

本件吸収分割の効力発生日前日において残存する既存国内公募社債に係る債務については、東京電力ホールディングス株式会社が引き続き負担する。

(2) 既存社債権者の権利保護の仕組み

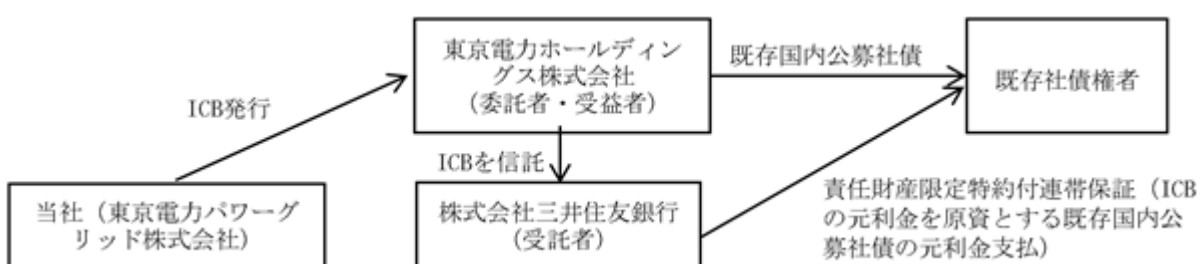
当社が、本件吸収分割の効力発生日において、効力発生日前日に残存する既存国内公募社債の各回号と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債（「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。）」に定める本社債をいい、以下、本(2)において「ICB」（Inter Company Bond））を発行し、東京電力ホールディングス株式会社が全額を引き受ける。既存国内公募社債の元利金支払のために必要な資金はICBの元利金によって確保されるため、既存国内公募社債の元利金支払の確実性は維持される。

東京電力ホールディングス株式会社は、株式会社三井住友銀行との間で、東京電力ホールディングス株式会社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者、ICB及び金銭を信託財産とする信託を設定するために信託契約を締結し、また、当該信託契約における受託者が東京電力ホールディングス株式会社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証する。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されるため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない（責任財産限定特約付）。

連帯保証後の既存国内公募社債の元利金支払は、東京電力ホールディングス株式会社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合においても、当社によるICBの元利金支払がなされる限り受託者（連帯保証人）により行われる。他方、当社がICBの元利金支払を継続できない状況となった場合には、東京電力ホールディングス株式会社が既存国内公募社債の元利金支払を行う。

当社がICBの元利金支払を継続できない状況となり、かつ、東京電力ホールディングス株式会社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合には（これらの状況の発生の先後は問わない。）、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ICBを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付する（当該交付と引換えに受託者（連帯保証人）の連帯保証債務は免除される。）。なお、当該社債権者はICBとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。

[既存国内公募社債の権利保護の仕組み]



（注） 各社名は本件吸収分割の効力発生日時点のもの。

ICBと既存国内公募社債の対応は以下のとおり。

当社の新規発行するICB	既存国内公募社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第436回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第436回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第440回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第440回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第441回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第441回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第443回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第443回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第446回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第446回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第448回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第448回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第455回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第455回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第457回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第457回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第459回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第459回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第466回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第466回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第520回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第520回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第521回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第521回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第522回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第522回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第523回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第523回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第524回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第524回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第525回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第525回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第526回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第526回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第528回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第528回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第529回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第529回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第530回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第530回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第531回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第531回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第532回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第532回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第534回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第534回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第535回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第535回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第536回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第536回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第537回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第537回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第539回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第539回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第540回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第540回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第542回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第542回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第544回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第544回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第545回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第545回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第547回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第547回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第548回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第548回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第549回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第549回社債

当社の新規発行するICB	既存国内公募社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第551回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第551回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第553回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第553回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第554回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第554回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第556回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第556回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第558回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第558回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第559回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第559回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第560回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第560回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第562回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第562回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第563回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第563回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第564回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第564回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第565回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第565回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第566回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第566回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第567回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第567回社債
東京電力パワーグリッド株式会社 ICB-第568回社債（一般担保付）	東京電力株式会社第568回社債

既存国内公募社債以外の金融債務については、本件吸収分割の各承継会社による金融債務の全部又は一部を対象とするICB等の発行等により、効力発生日以降も元利金支払の確実性を維持することを予定している。（詳細は、第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 注記事項に記載している。）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【企業情報】

東京電力株式会社は、新・総合特別事業計画にて公表したとおり、ホールディングカンパニー制移行に向けた検討を行っており、平成27年5月1日の取締役会決議により、電力システム改革によるライセンス制の導入にあわせて平成28年4月1日に、東京電力株式会社が営む燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を、それぞれ会社分割の方法によって「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」、当社及び「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」に承継させることとし、平成27年5月1日、各承継会社との間で吸収分割契約を締結し、平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会において関連議案が承認可決されている。

また、東京電力株式会社の平成26年度有価証券報告書において、「送電・変電・配電による電力の供給、水力発電による電力の販売、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全」事業を行っているセグメントを「パワーグリッド」とし、当該セグメントの開示を行っている。ただし、電力システム改革に向けた体制整備のための組織改編を実施していることなどから、東京電力株式会社の当該セグメントと事業承継後の当社の業績は一致しない。

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していないため、「主要な経営指標等の推移」については記載していない。

2【沿革】

平成27年4月 東京電力送配電事業分割準備株式会社設立
平成27年5月 東京電力送配電事業分割準備株式会社を吸収分割承継会社、東京電力株式会社を吸収分割会社とする吸収分割契約締結

3【事業の内容】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を承継するための準備会社であり、本有価証券届出書提出日現在は事業を行っていない。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合	関係内容
(親会社) 東京電力株式会社 (注)1、2	東京都千代田区	1,400,975	電気事業	被所有 100.0%	役員の兼任1人

(注)1．有価証券報告書を提出している。

2．平成28年4月1日に東京電力ホールディングス株式会社に商号変更予定。

5【従業員の状況】

平成28年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3	49.9	0.8	-

(注)1．いずれの従業員も東京電力株式会社からの出向者である。

2．平均年間給与は、いずれの従業員も出向者であるため記載していない。

3．当社は、単一セグメントのためセグメント別の従業員数は記載していない。

4．当社に労働組合はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していない。また、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの期間（以下「当中間会計期間」）においては事業を行っていない。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していない。また、当中間会計期間においては生産、受注及び販売を行っていない。

3【対処すべき課題】

当社は、本件吸収分割の効力発生日（平成28年4月1日）をもって東京電力株式会社の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を承継する予定である。よって、承継元である東京電力株式会社における同事業に係る課題が、本吸収分割後の当社の対処すべき課題であり、以下のように考えている。

当社は、東京電力グループの一員として、社員一人ひとりが「責任と競争」の両立をめざし、一丸となって賠償、福島復興、廃炉の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値の向上に総力をあげて取り組んでいく。

1．経営合理化のための方策

経営基盤の強化と競争力向上のため、外部専門家を加えた生産性倍増委員会を東京電力株式会社に設置しており、同委員会においてとりまとめた「生産性倍増に向けた10のチャレンジ」を具体化し、恒常的なコスト削減につなげていく。こうした合理化をはじめとするさまざまな経営努力により、社債市場への復帰を可能とする財務指標の改善に努める。

2．持続的な再生に向けた収益基盤作り

わが国の電力市場は、節電や省エネルギーの進展等により電力需要が減少するなか、平成28年4月には小売市場の全面自由化、平成32年には送配電部門の法的分離が予定されるなど、大きな変革期を迎えつつある。

このような環境において、東京電力グループが引き続き福島原子力事故の責任を果たすとともに、お客さまに低廉な電気を安定的にお届けしていくためには、燃料・火力発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各事業部門がそれぞれの特性に応じた最適な事業戦略を適用し、グループ全体の企業価値向上に取り組むことが不可欠である。

このため東京電力株式会社は、自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適應できるよう、「責任と競争」の両立を基本に、電力システム改革の第2段階としてライセンス制が導入される平成28年4月に、他の電力会社に先駆けて3つの事業部門を分社化し、ホールディングカンパニー制に移行する。

3．当社の具体的な事業戦略

当社は電力供給の信頼度を確保したうえで、託送業務のバリューチェーン全体を根本から見直し国内トップの託送原価を実現するとともに、送配電ネットワーク運用の最効率化をはかる。具体的には、経年設備を着実に改修する一方、技術革新や業務の徹底した合理化、生産性向上による事業構造改革に取り組んでいく。

また、事業運営の中立・公平性を向上させつつ、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて調整機能を検討するなど、送配電ネットワークの利便性向上にも取り組んでいく。

加えて、平成32年度までに当社エリアすべてにおいてスマートメーターを設置するとともに、ガスや水道との共同検針等も実施していく。

（注） 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断したものである。

4【事業等のリスク】

当社の本件吸収分割の効力発生日（平成28年4月1日）以降の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、東京電力グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し東京電力株式会社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）とともに策定した新・総合特別事業計画のもと、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、賠償の円滑化や廃炉の促進を最優先課題として、様々な経営改革に全力で取り組んでいる。

しかしながら、東京電力グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、当社の本件吸収分割の効力発生日（平成28年4月1日）以降の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断したものである。

なお、東京電力株式会社の平成26年度有価証券報告書において、東京電力株式会社の事業等のリスクについて開示を行っている。

(1) 電気の安定供給

自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社を取り巻く規制環境の変化により、当社の業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 電力需要

電力需要は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心とした天候に影響されることがある。加えて、人口の減少、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社の業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(4) お客さまサービス

当社は、お客さまサービスの向上に努めるが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社のサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社の業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 金融市場の動向

企業年金資産等において保有する国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社の業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(6) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社は、安全確保、品質管理、環境汚染防止、透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めるが、作業ミス、法令や社内ルールの不遵守等により、事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合や、不適切な広報・情報公開により、当社への社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 企業倫理遵守

当社は、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めるが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社への社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(8) 情報管理

当社は、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有する。社内規程の整備や、従業員教育等を通じて情報の厳正な管理に留意するが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社の情報管理に対する社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(9) 機構による東京電力株式会社株式の引受け

東京電力株式会社は、平成28年4月1日時点で当社株式を100%保有する予定であり、株主総会における議決権行使等により、当社の事業運営に影響が生じる可能性がある。また、東京電力株式会社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式を発行し、機構は優先株式の引受けにより東京電力株式会社の総議決権の2分の1超を保有している。機構による東京電力株式会社の株主総会における議決権行使等により、東京電力株式会社の子会社である当社の事業運営に影響が生じる可能性がある。

(10) 東京電力グループ内取引について

当社は、東京電力株式会社及び「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」（平成28年4月1日をもって商号を「東京電力フエエル&パワー株式会社」へ変更する予定である。）、「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」（平成28年4月1日をもって商号を「東京電力エナジーパートナー株式会社」へ変更する予定である。）との間でビジネスサポートやアンシラリー取引、託送供給等に関する契約を締結する予定である。

当該各社との契約・取引内容等が想定されたものから変化が生じた場合には、当社の業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

東京電力株式会社は、新・総合特別事業計画にて公表したとおり、ホールディングカンパニー制移行に向けた検討を行っており、平成27年5月1日の取締役会決議により、電力システム改革によるライセンス制の導入にあわせて平成28年4月1日を目途に、東京電力株式会社が営む燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を、それぞれ会社分割の方法によって「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」、当社及び「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」に承継させることとし、平成27年5月1日、各承継会社との間で吸収分割契約を締結し、平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会において関連議案が承認可決されている。

なお、本件吸収分割については、関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

わが国の電力市場は、節電や省エネルギーの進展等により電力需要が減少するなか、平成28年4月には小売市場の全面自由化、平成32年には送配電部門の法的分離が予定されるなど、大きな変革期を迎えつつある。

このような環境において、東京電力株式会社が引き続き福島原子力事故の責任を果たすとともに、低廉で安定的な電力供給を維持していくためには、各事業部門がそれぞれの特性に応じた最適な事業戦略を適用し、東京電力グループ全体の企業価値向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、燃料・火力発電事業部門は、中部電力株式会社との包括的アライアンスをはじめ、燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において事業構造の抜本的見直しに踏み込み、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をめざしていく。

送配電事業部門は、今後とも電力供給の信頼度を確保したうえで、国内トップの託送原価を実現するとともに、事業運営の中立・公平性を向上しつつ、送配電ネットワーク利便性向上、運用の最効率化、他電力との協調等を推進していく。

小売電気事業部門は、お客さまの立場に立った効率的なエネルギー消費を軸とした商品・サービスや、電力・ガスのワンストップサービスを、他社とのアライアンスを活用しつつ、全国のお客さまへ提案・提供していく。

東京電力株式会社は、これらの戦略を実現し、自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適應できるよう、「責任と競争」の両立を基本に、電力システム改革の第2段階としてライセンス制が導入される平成28年4月を目途に、他の電力会社に先駆けて3つの事業部門を分社化し、ホールディングカンパニー制に移行する。

ホールディングカンパニー制移行後は、持株会社が賠償、廃炉、除染、復興推進等に責任を持って取り組むとともに、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うことで、効率的な事業運営と競争力の強化に努めていく。

東京電力株式会社は、こうした事業運営体制の構築を通じ、持続的な再生に向けた収益基盤を確立し、東京電力グループ全体として福島原子力事故の責任を全うするとともに、福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上をめざしていく。

(2) 本件吸収分割の要旨

本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（東京電力株式会社）	平成27年5月1日
吸収分割契約承認取締役決定（当社）	平成27年5月1日
吸収分割契約締結	平成27年5月1日
吸収分割契約承認時株主総会（東京電力株式会社）	平成27年6月25日
吸収分割契約承認臨時株主総会（当社）	平成27年6月25日
吸収分割効力発生日	平成28年4月1日（予定）

本件吸収分割の方式

東京電力株式会社を分割会社とし、東京電力株式会社の100%子会社である当社を承継会社とする吸収分割である。

本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である当社は、普通株式4,660万株を発行し、それらをすべて東京電力株式会社に対して割当て交付する。

本件吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社である当社は、東京電力株式会社の100%子会社であり、本件吸収分割により当社が発行する全株式を東京電力株式会社に割当て交付するため、東京電力株式会社と当社間で協議し、割当てる株式数を決定している。

本件吸収分割により増減する資本金

承継会社である当社の資本金は、79,995百万円増加する。

当社が承継する権利義務

当社は、東京電力株式会社との間で締結した平成27年5月1日付の吸収分割契約の定めに従い、東京電力株式会社が営む一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による当社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、東京電力株式会社の既存の公募社債に係る債務等については、当社へ承継しない。

(3) 東京電力株式会社から当社が承継する資産、負債の項目及び金額（平成27年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	5,022,581百万円	固定負債	365,937百万円
流動資産	226,494百万円	流動負債	186,691百万円
合計	5,249,076百万円	合計	552,629百万円

(注) 上記の金額は、平成27年3月31日現在の東京電力株式会社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

(4) 本件吸収分割後の当社の状況（平成28年4月1日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	東京電力パワーグリッド株式会社（平成28年4月1日をもって、当社商号は「東京電力送配電事業分割準備株式会社」から「東京電力パワーグリッド株式会社」へ変更する予定）
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 武部 俊郎
(4) 事業内容	一般送配電事業 等
(5) 資本金	80,000百万円

6【研究開発活動】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していない。また、当中間会計期間においては研究開発活動を行っていない。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していない。このため、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」については、当中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析を記載している。

(1) 経営成績の分析

[収支の状況]

当中間会計期間の営業損失及び経常損失は、294千円となった。ここから、法人税、住民税及び事業税38千円を加味し、当中間会計期間の中間純損失は、255千円となった。なお、1株当たりの中間純損失は、2,558円60銭となった。

(2) 流動性及び資金の源泉

[キャッシュ・フローの状況]

現金及び現金同等物の中間期末残高は、10,000千円となった。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、10,000千円の収入となった。これは株式の発行による収入によるものである。

[資産・負債・純資産の状況]

当中間会計期間末の資産は、10,073千円となった。主な内訳は、現金及び預金10,000千円などである。

当中間会計期間末の負債は、329千円となった。主な内訳は、未払金294千円などである。

当中間会計期間末の純資産は、9,744千円となった。主な内訳は、資本金並びに資本剰余金5,000千円などである。なお、1株当たりの純資産額は、97,441円40銭となった。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していない。また、当中間会計期間においては設備投資を行っていない。

2【主要な設備の状況】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していない。また、当中間会計期間においては設備を有していない。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を承継するための準備会社であり、設備の新設、除却等の計画はないが、東京電力株式会社の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業における設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

東京電力株式会社は、原子力発電所の稼働について、確たる見通しが立てられないことから、平成27年度の設備投資計画は、未定としている。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 東京電力株式会社の設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画（平成27年3月25日経済産業大臣に届出）

送電

件名	電圧（kV）	亘長（km）	着工	運転開始
川崎豊洲線新設	275	22.2	平成21 / 8	平成24 / 5、27 / 6、28 / 3

変電

件名	電圧（kV）	出力（千kVA）	着工	運転開始
大井ふ頭変電所新設	275	900	平成26 / 11	平成29 / 3
港北変電所変圧器増設	275	450	平成27 / 5	平成29 / 3
代官山変電所新設	275	600	平成37年度以降	平成37年度以降

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400
計	400

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100	非上場	（注1、2、3）
計	100	-	-

（注）1．当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する旨定款に定めている。

2．当社は、平成28年4月1日付の会社分割に際して、普通株式46,600,000株の追加発行を行う予定である。なお出資は承継資産によってなされ、その財産の内容及び価額は、一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発送電事業で価額5,249,076百万円である。ただし、この金額は、平成27年3月31日現在の東京電力株式会社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、この金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

3．当社は、単元株制度は採用していない。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成27年4月1日 （注）	100	100	5	5	5	5

（注） 会社設立によるものである。

(5)【所有者別状況】

平成28年2月29日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 - 株）							計	単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 （株）	-	-	-	100	-	-	-	100	-
所有株式数の割 合（％）	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成28年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	100	100.00
計	-	100	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 100	100	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	100	-	-
総株主の議決権	-	100	-

【自己株式等】

該当事項なし。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項なし。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項なし。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項なし。

3【配当政策】

当社は、剰余金の配当として期末配当を行うことを基本方針としている。当該剰余金の配当の決定機関は株主総会である。

当中間会計期間では剰余金の配当は行っていない。

4【株価の推移】

当社株式は非上場のため、該当事項なし。

5【役員の状況】

男性1名 女性-名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	武部 俊郎	昭和31年9月16日生	昭和54年4月 東京電力株式会社入社 平成21年6月 同社執行役員工務部長 平成22年6月 同社執行役員栃木支店長 平成24年6月 同社常務執行役技術開発本部長兼電力流通本部副本部長 平成25年4月 同社常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント 平成27年4月 当社代表取締役社長（現） 平成27年6月 東京電力株式会社取締役、常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント（現）	(注)	0
計						0

(注) 平成27年4月1日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、本有価証券届出書提出日現在、取締役会非設置会社、監査役非設置会社である。

業務執行については、職務権限規程において責任と権限を明確にした上、職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めている。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していないため、該当事項なし。

なお、第1期事業年度の金融商品取引法に基づく中間監査及び年度監査に係る監査証明業務に基づく報酬は、1,500千円を予定している。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項なし。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査日数等を勘案の上で決定している。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成について

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、第1期事業年度は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来していないため、連結財務諸表及び財務諸表については作成していない。

2．中間財務諸表の作成について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に準拠して作成している。

3．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けている。

4．中間連結財務諸表について

当社は子会社がないため、中間連結財務諸表を作成していない。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	10,000
未収入金	73
その他	0
流動資産合計	10,073
資産合計	10,073
負債の部	
流動負債	
未払金	294
未払法人税等	35
流動負債合計	329
負債合計	329
純資産の部	
株主資本	
資本金	5,000
資本剰余金	
資本準備金	5,000
資本剰余金合計	5,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	255
利益剰余金合計	255
株主資本合計	9,744
純資産合計	9,744
負債純資産合計	10,073

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)	
売上高	-
売上原価	-
売上総利益	-
販売費及び一般管理費	294
営業損失()	294
営業外収益	-
営業外費用	-
経常損失()	294
税引前中間純損失()	294
法人税、住民税及び事業税	38
中間純損失()	255

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額							
新株の発行	5,000	5,000	5,000	-	-	10,000	10,000
中間純損失（ ）	-	-	-	255	255	255	255
当中間期変動額合計	5,000	5,000	5,000	255	255	9,744	9,744
当中間期末残高	5,000	5,000	5,000	255	255	9,744	9,744

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

当中間会計期間
（平成27年4月1日から
平成27年9月30日まで）

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失（ ）	294
未払金の増減額（ は減少）	294
その他	0
小計	-
法人税等の支払額	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	10,000
現金及び現金同等物の期首残高	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	10,000

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
 (2) 東京電力株式会社を連結納税親法人とした連結納税制度を適用している。

（追加情報）

当社は、平成27年5月1日、東京電力株式会社との間で東京電力株式会社が営む一般送配電事業等を、平成28年4月1日を目途に、会社分割の方法によって承継する吸収分割契約を締結した。詳細は、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載している。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

発行済株式に関する事項

種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	-	100	-	100
合計	-	100	-	100

（注） 普通株式の発行済株式の株式数の増加100株は、会社設立による新株の発行である。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

当中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	10,000千円
現金及び現金同等物	10,000千円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

当中間会計期間（平成27年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 （ ）（千円）	時価（ ）（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	10,000	10,000	-
(2) 未払金	(294)	(294)	-

（ ） 負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（注） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

【関連情報】

当中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

1．製品及びサービスごとの情報

売上高がないため、記載を省略している。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

売上高がないため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、記載を省略している。

3．主要な顧客ごとの情報

売上高がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりである。

項目	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	97,441円40銭

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり中間純損失金額()	2,558円60銭
(算定上の基礎)	
中間純損失金額()(千円)	255
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額() (千円)	255
普通株式の期中平均株式数	100株

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

（重要な後発事象）

1. 社債の発行及び多額の資金の借入

平成28年3月4日に当社取締役は、東京電力株式会社のホールディングカンパニー制移行にともない、国内円建普通社債（一般担保付）の発行を行うこと、及び当社と東京電力株式会社との間において金銭準消費貸借契約の締結を行うことを決定した。

国内円建普通社債（一般担保付）及び金銭準消費貸借契約の概要は、以下のとおりである。

(1)借財の内容	国内円建公募普通社債（一般担保付） (注)1	国内円建私募普通社債（一般担保付） (注)2	国内円建私募普通社債（一般担保付）	金銭準消費貸借契約
(2)目的	東京電力株式会社の発行した国内円建公募普通社債（一般担保付）の元利金支払の確実性を維持するため	東京電力株式会社の発行した東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）の元利金支払の確実性を維持するため	東京電力株式会社の発行した金融機関向け国内円建私募普通社債（一般担保付・適格機関投資家限定）及び株式会社日本政策投資銀行からの一般担保付借入金の元利金支払の確実性を維持するため	東京電力株式会社の無担保借入金の一部の元利金支払の確実性を維持するため
(3)引受人または借入先	東京電力株式会社			
(4)発行額または借入額（合計額）	2,182,000百万円	25,050百万円	1,178,733百万円	566,751百万円
(5)発行日または実施日	平成28年4月1日			
(6)償還日または返済期日	平成28年5月31日～平成52年5月28日	平成29年3月24日	平成28年4月28日～平成38年7月27日	平成28年4月28日～平成42年9月6日
(7)利率	1.155%～3.45%	1.19257%	0.66364%～3.75% (注)3	0.279%～3.46% (注)3
(8)払込方法	金銭の支払に代えて、当社に対する剰余金の配当請求権をもってこれに充てる。なお、剰余金の配当請求権は、平成28年3月開催の株主総会の決議によって発生する。(注)4			
(9)担保	平成28年4月1日に施行される電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正後の電気事業法第27条の30第2項第1号に基づく一般担保			無担保

(注)1. 本有価証券届出書により募集する国内円建公募普通社債（一般担保付）である。

2. 東京電力株式会社は東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）発行時にスイス・フラン/円の通貨スワップ契約を金融機関と締結している。これにより、東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）の元利金支払に必要な外貨は通貨スワップによって充足されるため、東京電力株式会社の実質的な債務負担は円貨で確定している。

3. 本有価証券届出書提出日現在で確定している利率のみ記載している。

4. 社債については発行価格は、額面100円につき金100円とする。

2. 東京電力株式会社の発行する社債及び無担保借入金への債務保証

平成28年3月4日に当社取締役は、東京電力株式会社のホールディングカンパニー制移行にともない、東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）の元利金支払の確実性を維持するため、東京電力株式会社のために債務保証契約の締結を行うこと、及び東京電力株式会社の無担保借入金等の一部の元利金支払の確実性を維持するため、東京電力株式会社のために債務保証契約の締結を行うことを決定した。

債務保証の概要は、以下のとおりである。

(1) 保証対象債務	東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）	東京電力株式会社の無担保借入金等
(2) 保証人	当社	
(3) 債務者	東京電力株式会社	
(4) 保証限度額	3億スイス・フラン	900,000百万円
(5) 実施日	平成28年4月1日	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

科目	金額（千円）	内容説明（千円）
現金及び預金	10,000	預金 10,000（内訳 普通預金 10,000）

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	株券不発行
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	単元株制度は採用していない。
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力送配電事業分割準備株式会社 該当事項なし。 該当事項なし。 無料 該当事項なし。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。
公告掲載方法	官報に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項なし。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場企業でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用なし。

2【その他の参考情報】

該当事項なし。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】**第1【保証会社情報】**

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立されたため、該当事項なし。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年3月4日

東京電力送配電事業分割準備株式会社

代表取締役社長 武部 俊郎 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力送配電事業分割準備株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力送配電事業分割準備株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年3月4日に会社取締役は、国内円建普通社債（一般担保付）の発行を行うこと、及び会社と東京電力株式会社との間において金銭準消費貸借契約の締結を行うことを決定した。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年3月4日に会社取締役は、東京電力株式会社のために債務保証契約の締結を行うことを決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

2．X B R L データは中間監査の対象には含まれていない。